

## 宇都宮地方裁判所委員会（第36回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 令和元年11月18日（月）15：30～17：00

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

伊澤雅幸，石井 博，石塚洋史，伊東 毅，小野瀬厚（委員長），菊地哲也，  
五味渕玲子，田谷浩行，塚本純，長谷川親太郎，根本智子，吉成 剛

（説明担当官）

植松明夫民事首席書記官，小倉富雄刑事首席書記官，大樋裕康事務局次長，  
中條朋子裁判員調整官

（庶務）

杓水一隆事務局長，坂野喜隆総務課長，関龍弥総務課課長補佐

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

小野瀬委員，五味渕委員及び根本委員から，自己紹介があった。

(2) 委員長の選出

委員の互選により，小野瀬厚委員が委員長に選出された。

(3) 意見交換テーマに関する説明

委員長から，今回の意見交換テーマ（裁判所における，障がい者，高高齢者  
及び外国人に対する配慮について）及びその趣旨に関する説明がされた。

(4) 基本説明

植松民事首席書記官，小倉刑事首席書記官及び大樋事務局次長から，裁判所  
における障がい者，高齢者及び外国人に対する配慮についてそれぞれ裁判所に  
おける取組の内容・状況等について基本説明がされた後，中條裁判員調整官か  
ら障がい者サポート用機器の紹介を行った。

(5) 意見交換の要旨

(委員)

- 今回のテーマを提言した趣旨は、人手不足への対応のために、国では特定技能という制度を設け、今後5年間で34万5000人の外国人労働者を確保しようとする取組が始まったところであり、今後外国人が増えることを受け、その対応が必要なのではないかという思いが根底にある。また、栃木市の女子刑務所には約700人が入所しているが、その4分の1が外国人ということであり、37か国の方が入所しているようである。このような状況から見ると、警察、検察、裁判所においても外国人への対応が必要ではないかと思ったところである。

その後調べたところ、栃木県内には、県の人口の約2パーセントにあたる4万人の外国人が居住しており、このうち外国人労働者の数は2万4千人になる。その内訳は、最も多いベトナム人が4,111人で外国人に占める割合は17パーセント、次に多いフィリピン人が3,991人で外国人に占める割合は16パーセント、3番目に多い中国人が3,656人で外国人に占める割合は15パーセントとなっている。

外国人労働者の数は昨年比べて2,700人増え、13パーセント増加している。県内の外国人が着実に増えている状況から、今後裁判所においても様々な課題が生じることが予想されるので、今回、テーマとして提案させていただいた次第である。

(委員)

- 栃木県弁護士会では、外国人に関する委員会や高齢者等援護センターという委員会があり、事前にそれぞれの委員から意見を聞いてきたので、裁判所における対応について伺いたい。

まず、障がい者の関係では、民事事件における視覚障がい者への配慮として、平成22年に名古屋地裁で点字のみの訴状を受理したという新聞報道がされ

ているが、宇都宮地裁ではこれまでに取扱事例はないであろうが、今後、点字のみの訴状を受理することを検討してもらえるのか伺いたい。

- 外国人の関係では、刑事事件における通訳費用が国費負担であるのに対し、民事事件では自己負担となることが、外国人にとって裁判所が縁遠いと感じさせる要因となってしまう。

そこで、日本に長く住んでいる外国人の方の中には、流暢に日本語が話せるものの、日本語の文字を書くことが苦手な方も多いことから、訴状などの裁判所へ提出する書面について、点字の場合と同様に、ローマ字表記したものを日本語で表記したものとして受理してもらえるのか。また、検討してもらえるのかを伺いたい。

(委員長)

訴状の受付については訴状審査の関係ということになり、個々の裁判体の判断になるものと思われる。この場では即答しかねるので、今日そのようなお話しを受けたことを踏まえ、裁判所の方で検討させていただくこととしたい。

(委員)

- 検察庁における障がい者対応について確認したが、裁判所と大きな違いはない。障がい者や高齢者については目に見える対策が採りやすく、検察庁でもバリアフリー化や点字ブロックなどの対策を行っているが、外国人に対しては十分に組み合わせていない状況にある。
- なお、通訳については、被疑者、被害者、参考人が外国人だった場合には必ず利用することもあり、通訳人の確保についてはある程度対策を講じており、国際犯を担当する部署が一手に引き受けて取り組んでいる。また、少数言語については通訳人を確保することが大変な状況である。
- また、今後、外国人が増えていくなかで、例えば、視覚障がいのある外国人への配慮が急に必要になった時などに、現状の体制で十分な対応ができるのか不安を覚える。この点について、裁判所では検討しているか。

(小倉刑事首席)

裁判所においても、視覚障がいのある外国人を想定した対応に関しては、具体的な検討はできていない。そのような事案に直面してから検討しても遅いため、ご指摘のような事案への対応については今後検討していきたい。

(委員)

- 今話を聞いて、警察でも障がいのある外国人への対応を検討する必要があると感じた。
- また、先ほど裁判所から紹介された点字翻訳機についても、私が知る限り警察には整備されていないと思う。警察の場合、補助者が付き添って来ることが通例であり、いなければ点字が分かる人に来てもらって内容を確認している。ただ、翻訳機がある方が便利なのは当然であり、組織で検討して参りたい。

全般的なところでは、障がい者に関する設備については、警察に比べて裁判所の方が進んでいるようである。警察でも、建物が新しい警察署ではある程度整備されているが、警察署の建物のほとんどは建替時期が来ている建物であり、予算上厳しい事情もあることから、警察署の建物には裁判所のように昇降機は整備しておらず、庁舎のバリアフリー化や筆談ボードが整備されているのが現状である。

- 外国人については、通訳人を部内通訳と部外通訳とで確保している。通訳人は外国人による犯罪の場面だけではなく、交番や駐在所などに配置することも必要である。特に観光地ではその必要があり、日光の安川交番の例を挙げると、数年前から英語が堪能な職員を三交替制で配置し、各部で必ず一人は英語で観光客への対応ができる職員を配置している。

また、3年前から110番の三者通話システムというものを始めた。これは、通信指令室は日本語しか話せない者が多いため、警察本部にある通訳センターが三者通話で同時通訳を行うものであるが、これにより、どこで何があったか、負傷者がいるか、相手はどうしたのかなどを正確に把握し、外国人からの11

0 番通報に対応できるようにした。

このほか、これまで外国人へのケアはパンフレットや資料の設置が主であったが、ここ数年、外国人の居住者や観光客が増加していることに加え、オリンピックが開催されることもあり、検討している。

(委員)

- 障がい者への対応について、宇都宮市も施設面では裁判所と変わらないが、福祉の窓口があることから、おもいやりスペースというものが通常よりも多く整備され、14台分の駐車スペースを確保している。

障がい者窓口には2名の手話通訳者を配置しており、聴覚障がいのある方が来庁した際は、手話通訳者が必要な窓口に同行し、手話通訳者を介して対応している。

また、昨年からは始めたものとして、タブレットによる遠隔対応というものを行っており、外出できない障がい者の方に対し、スマホを介して手話通訳を行う対応をしている。

- 外国人への対応については、ベトナム人の住民が増えたことを受け、数年前から市の広報紙をベトナム語に対応するものにした。

また、今年の6月からは、窓口に来た外国人に対し、通訳アプリを活用して、タブレット端末による通訳を行っている。対応している言語は、音声は11言語、テキストであれば30言語に対応している。

(委員)

- 外国人について、県立学校の状況をお話しすると、県立高校に通う外国人が増えており、定時制の学校ではポルトガル語が話せる職員を配置している。また、学校以外の県の施設についても、学校と同じ教育の場であるという考え方から、同様の対策に取り組んでいる。

- 障がい者への対応については、障がい者差別解消法の施行を受けて、国公立の学校では合理的配慮を講じることが求められていることから、県で発行

する様々なパンフレットには音声コードが付されたものを作成しているところであるが、今後も引き続き障がい者への合理的配慮の取組について行っていきたいと考えている。

(委員)

- 外国人女性が当事者である調停事件を担当したことがあったが、男性職員がその女性に言葉をかけたところ、外国人だからそのように言われたのだと差別を感じたらしく、その女性が泣き出してしまったことがあった。その方は日本で仕事をしている方であったが、そのような受け取り方をするのだと感じたことがある。

これから外国人が増えていく状況にあり、外国人への対応については、私たちも無意識ではいられない問題であると思った。

(委員)

- 取材で聞いた話であるが、足利でカンボジア国籍の男性がスリランカ国籍の男性に刃物で刺されて亡くなった事件について、控訴審の際に、弁護士が宇都宮地裁で行われた一審におけるカンボジア国籍の男性周辺の証言が的確に通訳されていないために適正に裁判を受ける権利が保障されていないと発言していたのを聞いたことがある。今後外国人が増えていく中で、少数言語の裁判について通訳するのが大変な場面が増えていくのではないかと感じた。

(委員)

- 大学の立場から言うと、グローバルな人材を育てるために英語だけで授業をすることはあるものの、在学している外国人学生は、日本で勉強するために日本語を努めて勉強してきているので、皆さんのご苦労されている話を聞くと我々は恵まれているのかなと感じる。
- また、障がい者や外国人に対しては、あまねく人権を尊重して差別してはならないというスタンスで検討する上で、裁判所には組織的な体制がどうなっているのかという点を伺いたい。例えば、先ほど事務局からの説明の中で、

相談体制の整備について触れられていたが、具体的には組織としてどのような相談体制になっているのか説明を求めたい。

- 次に、裁判関係において、民事部と刑事部がそれぞれの立場から説明するのは組織である以上やむを得ないことは理解できるし、それぞれに特殊な状況があるということも分かるが、大きなスタンスで考えた時に裁判所としてどうなのかという点では大きな違いがないのではないかと思った。例えば、本日紹介された機器については刑事部だけでなく民事部でも必要に応じて使用すれば良いと思うが、そのように組織一体として取り組んでいるという理解でよいか。

(大槌事務局次長)

- 裁判所の中において、民事部・刑事部・事務局と各部門に分かれてはいるが、組織としては全ての部門を含めて一体のものである。

相談体制については、障がい者の方が初めて裁判所にアプローチするための窓口を御用意しているものであり、例えば、家から裁判所に行くことが叶わない方や窓口で話すことができない方であっても裁判所の手続がご利用いただけるよう、それぞれの特性に応じて、まずは利用できる手段を用いて裁判所にアクセスしていただき、その内容に応じて裁判所で対応について検討させていただく体制をとっている。

そのために、裁判所では、窓口における対応のほか、裁判所に来る前の段階でお問い合わせいただけるよう、視覚に障がいのある方で電話ができる方であれば電話で、会話は難しいけれど文字でのやり取りはできる方であればファクシミリや電子メールなどで対応できるようにしている。

この点、裁判所では情報セキュリティを厳格に管理しており、通常、外部とのメールのやり取りを厳しく制限しているが、そうすると一般の方からのメールが一切受け付けられなくなることから、専用のアドレスを設置して、障がい者の方から裁判所に対して御照会いただいたり、その照会に対して裁判所が返

答するための手段として電子メールの御案内をしている。

これは、訴えを起こしたいなど民事手続を利用したい方だけでなく、他の手続で裁判所を利用したい方でも同様である。

(委員)

- 今話があった相談窓口というのは良い取り組みだと思うが、過去の地裁委員会の話題にもあったように、裁判所としてある程度の広報が必要だという観点から、この取り組みを障がいのある方や外国の方に広報・周知することを行っているか。

(大槌事務局次長)

- 裁判所のホームページ等でご案内する方法もあるが、そもそもホームページに辿り着けない方に対する広報という観点から見ると、未だ不十分ではないかと思う。

また、障がいのある方については御説明したところであるが、外国の言語に対応できているかとの点については、まだまだ出来ていないということになる。

(小倉刑事首席書記官)

- 機器については、利用できる事件の種類に制限はなく、実際に裁判を行う上で、視覚に障がいを持つ当事者や証人に対して裁判所の判断によって点字文書を交付する必要があると認める時は、整備されている機器を利用して対応するよう連絡を受けているところであり、刑事事件だけでなく、民事事件や家庭裁判所の事件についてもこの機器を利用して対応できる体制になっている。

(委員)

- 医療機関によって温度差があるというのが医療界の現実である。

栃木県内では、足利日赤が時代の最先端を進んでいるものと思われる一方、50床から100床位の民間病院はおそらく全く対応できないだろうと思われる。これは、外国人への対応に関する話がメインではあるが、障がい者・高齢者・外国人いずれについても当てはまる。



- 障がい者・高齢者が医療機関で受診する場合、その医療機関に行き慣れた人が一人で来ることはあるかもしれないが、ほとんどの場合は家族などの付き添いがあるものであり、通常の場合、初診の段階で障がい者や高齢者が一人で来ることが想定できない点が、警察や他の機関と医療機関との違いだと思われる。
- 外国人に関しては、私が芳賀日赤で診察していた際は、真岡方面にブラジル人の方が多く住んでいることもあって、毎回のようにブラジル人の方を診察していたが、多くの場合、一人で来ることはなく、勤め先の社長などの付添の方が一緒に来て通訳してくれることが多く、医療機関が自ら通訳を用意することはない。

また、観光客ではなく、日本で働いている方であれば、ある程度のコミュニケーションがとれるため、言葉で分からない時も筆談である程度は伝わるものである。

次に、医療現場では、血液検査や画像検査など様々な検査を行い、診断の方向性がついた後に患者に対し治療法を説明することになるが、診察することと、最終的にその方がその医療機関で治療を受けるということはまた別の問題である。東京の医療機関では外国人の方が入院して治療を受けるということもあるが、栃木県内では、県内で働く外国人の方であればあり得るが、それ以外の外国人の方を治療することは最先端を進んでいる病院以外はあまりない。

このほか、医師は海外で学会発表する機会も多く、英語が話せる人が多いので、英語が通じれば外国人でもある程度のコミュニケーションが図れるものと思われる。

(委員)

- 障がい者について、法律の上では障がい者雇用率は2.2%で止まっているが、今後も職場に障がい者の方が増えていくことが考えられ、それに合わせて働き方を変えていくことが必要になってくる。

現場に来る障がい者の方は聴覚障がいのある方が多いが、現場ではなかなか

筆談することはできず、危険な職場に就かせることもあるため、サポーターを常に隣に付かせて見守ったり、協力訓練を十分に行うなどして、各職場で苦勞しながら障がい者雇用を進めている状況だと思う。

- 高齢者については、今や60歳や65歳で働くのは当たり前で、70歳、商工団体の皆さんは75歳でも働かないとやっていけない状況となっている。

車両メーカーの工場では、昔は一定の姿勢で流れる車に対して作業者が姿勢を合わせて作業をしていたが、現在は、車が斜めになったり逆さになったりするため、作業者は同じ姿勢で立ったまま作業を行えるようになった。これはお金のある大企業だから出来ることであり、中小企業では同じ様にはなかなか出来ないため、ラインに入ることが出来ずにギブアップする高齢者は多い。

- また、生産性を上げるために、今まで2作業だったものを3作業4作業やるよう言われても、ラインサイクルは同じというのでは作業者が付いていけないことから、先ほど言ったような設備の改善は進んでいる。

- 私は現在連合におり労働相談員を6年間引き受けているが、外国人労働者からの相談に対しては、私が相談を受けても通訳を雇うこともできないので、連合本部にいる外国語の専門相談員のところに相談に行ってもらおうよう対応している。

私は栃木県の労働委員会の委員もやっているが、話を聞くうえで、時系列に並べてその方が何を言ったのかを正しく理解することが一番重要であると思っており、それが理解されないと話が変な方向に進んでしまうと思っている。さきほど、法廷における通訳の話もあったが、裁判員裁判などにおいて、外国人当事者の話を正しく裁判に伝えられるよう裁判所で考えていることはあるか。

(小倉刑事首席書記官)

- 通訳人については、初級者・中級者・上級者の3つのクラスに分けた上で、全国単位で研修を実施している。また、上級者クラスを受講するレベルの通訳

人候補者にあつては、通訳人候補者としての経験に基づき、通訳人として気を付けなければいけないことや、守らなければならないルールというものを、研修等の機会に新人の通訳人候補者に対してフィードバックしていただく役割を担っていただいている。

研修以外の点については、例えば、法廷での審理中に、被告人が通訳人の通訳に対して怪訝そうな顔をしているとか、質問と答えがかみ合っていないなどということがあれば、裁判官から被告人に対して「今の話分かりましたか。」と確認をとってもらったり、日本語でも難しい言い回しがあると、通訳しやすいように言い方を変えたりしながら、日本語を話せない被告人が、審理の内容をきちんと理解していることを確認しながら手続を進めているものと認識している。

ただ、先ほど委員からも御紹介いただいたように、通訳が本当に正確だったのかというような話を拝聴する機会もあるが、そのようなことがないよう、事件を担当する各裁判官において配慮いただいているものと認識している。

(委員長)

- 本日は、各界の皆様から貴重な御意見・取組や現状を御紹介いただき、心から深く感謝申し上げます。

皆様からいただいた貴重な御意見等を踏まえ、裁判所としても、引き続き環境整備に努めてまいりたいと考えている。

(6) 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会の日程について、令和2年5月29日(金)午後1時30分から開催することとされた。

以上